

三十 第 60 条の 2 (国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>60 の 2-3 <u>措置法第 60 条の 2 第 3 項</u>……………</p>	<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>60 の 2-3 <u>措置法第 60 条の 2 第 2 項</u>……………</p>

三十一 第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>61 の 2-2 ……………<u>額の益金算入等</u>については、55-18……………</p>	<p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>61 の 2-2 ……………<u>積立額の損金算入等</u>については、55-17、55-18……………</p> <p>……………</p>

三十二 第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(交際費等の意義)</p> <p>61 の 4(1)-1 <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61 の 4(1)-15 ……………</p>	<p>(交際費等の意義)</p> <p>61 の 4(1)-1 <u>措置法第 61 条の 4 第 3 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61 の 4(1)-15 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....<u>措置法第 61 条の 4 第 4 項第 2 号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(7) .....</p> <p>(8) .....</p> <p>(9) .....</p> <p>(10) .....</p> <p>(11) .....</p> <p>(飲食その他これに類する行為の範囲)</p> <p>61 の 4(1) - 15 の 2 <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(交際費等の支出の相手方の範囲)</p> <p>61 の 4(1) - 22 <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項</u>.....</p> <p>(交際費等の支出の方法)</p> <p>61 の 4(1) - 23 <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>	<p>.....<u>措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(7) .....</p> <p>(8) .....</p> <p>(9) .....</p> <p>(10) .....</p> <p>(11) .....</p> <p>(飲食その他これに類する行為の範囲)</p> <p>61 の 4(1) - 15 の 2 <u>措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号</u>.....</p> <p>(注) .....</p> <p>(交際費等の支出の相手方の範囲)</p> <p>61 の 4(1) - 22 <u>措置法第 61 条の 4 第 3 項</u>.....</p> <p>(交際費等の支出の方法)</p> <p>61 の 4(1) - 23 <u>措置法第 61 条の 4 第 3 項</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>

改 正 後	改 正 前
(注) …… <u>飲食費</u> …………… <u>措置法第 61 条の 4 第 4 項第 2 号</u> …………… …… (交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額等) 61 の 4(2)－1 <u>措置法第 61 条の 4 第 2 項</u> …………… …… (原価に算入された交際費等の調整) 61 の 4(2)－7 …… …… <u>措置法第 61 条の 4 第 1 項又は第 2 項</u> …………… (注) ……	(注) …… <u>飲食その他これに類する行為のために要する費用</u> …………… …… <u>措置法第 61 条の 4 第 3 項第 2 号</u> …………… …… (交際費等の損金不算入額を計算する場合の資本金の額又は出資金の額等) 61 の 4(2)－1 <u>措置法第 61 条の 4 第 1 項</u> …………… …… (原価に算入された交際費等の調整) 61 の 4(2)－7 …… …… <u>措置法第 61 条の 4 第 1 項</u> …………… (注) ……

三十三 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
(引当金) 62 の 3(4)－10 …… …… (更正決定の場合の経費の計算方法) 62 の 3(4)－19 …… (1) ……	(引当金) 62 の 3(4)－10 …… (注) <u>当該事業年度において支出した退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 79 号) 附則第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定による当該事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額 (当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)</u> による。 …… (更正決定の場合の経費の計算方法) 62 の 3(4)－19 …… (1) ……

改 正 後	改 正 前
イ ..... <u>確定申告書等</u> ..... <u>同項</u> .....	イ ..... <u>同条第 10 項に規定する法人税申告書（以下「法人税申告書」という。）</u> ..... <u>同条第 1 項</u> .....
ロ .....	ロ .....
(2) .....	(2) .....
イ ..... <u>確定申告書等</u> .....	イ ..... <u>法人税申告書</u> .....
ロ .....	ロ .....
(注) 1 .....	(注) 1 .....
2 .....	2 .....
(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)	(棚卸資産に該当する土地等を譲渡した場合の取扱い)
62 の 3 (5) - 10 .....	62 の 3 (5) - 10 .....
..... <u>確定申告書等</u> .....	..... <u>法人税申告書</u> .....
(注) .....	(注) .....
(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)	(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合)
62 の 3 (5) - 32 .....	62 の 3 (5) - 32 .....
..... <u>確定申告書等</u> .....	..... <u>法人税申告書</u> .....
(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)	(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)
62 の 3 (5) - 33 .....	62 の 3 (5) - 33 .....
..... <u>確定申告書等</u> .....	..... <u>法人税申告書</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規	(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規

改 正 後	改 正 前
<p>定の適用)</p> <p>62 の 3 (6) - 12 .....            .....<u>確定申告書等</u>.....<u>確定申告書等</u>.....</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3 (6) - 13 .....            .....<u>確定申告書等</u>.....</p>	<p>定の適用)</p> <p>62 の 3 (6) - 12 .....            .....<u>法人税申告書</u>.....<u>法人税申告書</u>.....</p> <p>(信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付)</p> <p>62 の 3 (6) - 13 .....            .....<u>法人税申告書 (修正申告書を除く。)</u>.....</p>

三十四 第 63 条 ((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(引当金)</p> <p>63 (4) - 10 .....</p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>63 (4) - 19 .....            (1) .....<u>確定申告書等</u>.....            (2) .....</p>	<p>(引当金)</p> <p>63 (4) - 10 .....</p> <p><u>㊦ 当該事業年度において支出した退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 79 号) 附則第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定による当該事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額 (当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。) による。</u></p> <p>(更正決定の場合の経費の計算方法)</p> <p>63 (4) - 19 .....            (1) .....<u>措置法規則第 22 条に規定する法人税申告書</u>.....            ...            (2) .....</p>

改 正 後	改 正 前
(注) 1 ..... 2 .....	(注) 1 ..... 2 .....

三十五 第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前																				
(収用証明書の区分一覧表) 64(4)－1 ..... 別表 1 収用証明書の区分一覧表	(収用証明書の区分一覧表) 64(4)－1 ..... 別表 1 収用証明書の区分一覧表																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">発 行 者</th> <th style="width: 10%;">根拠条項</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>               ※ 1 .....                ※ 2 .....                (1) .....                (2) .....                (3) .....                (4) .....             </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	③				※ 1 ..... ※ 2 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) .....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 10%;">発 行 者</th> <th style="width: 10%;">根拠条項</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>               ※ 1 .....                ※ 2 .....                (1) .....                (2) .....                (3) .....                (4) .....                (5) 資産の買取りを必要とする事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する事業に関連して施行される土地収用法第 3 条第 17 号の規定に             </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	③				※ 1 ..... ※ 2 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... (5) 資産の買取りを必要とする事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する事業に関連して施行される土地収用法第 3 条第 17 号の規定に
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
③				※ 1 ..... ※ 2 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) .....																	
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																	
③				※ 1 ..... ※ 2 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... (5) 資産の買取りを必要とする事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する事業に関連して施行される土地収用法第 3 条第 17 号の規定に																	

改 正 後					改 正 前				
									<p>該当する事業である場合において、当該事業の施行者（電気事業法第2条第1項第4号に規定する卸電気事業者に限る。）に代わり、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う当該資産の買取り</p>
⑳	.....	.....	.....	※ ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) <u>小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項</u> .....	⑳	.....	.....	.....	※ ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) <u>小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項</u> .....
㉑	.....	.....	.....	.....	㉑	.....	.....	.....	.....
㉒	.....	.....	.....	.....	㉒	.....	.....	.....	.....
㉓	.....	.....	.....	.....	㉓	.....	.....	.....	.....
㉔	.....	.....	.....	.....	㉔	.....	.....	.....	.....
㉕	.....	.....	.....	.....	㉕	.....	.....	.....	.....
㉖	.....	.....	.....	.....	㉖	.....	.....	.....	.....
㉗	.....	.....	.....	.....	㉗	.....	.....	.....	.....
㉘	.....	.....	.....	.....	㉘	.....	.....	.....	.....
㉙	.....	.....	.....	.....	㉙	.....	.....	.....	.....
㉚	.....	.....	.....	.....	㉚	.....	.....	.....	.....
㉛	.....	.....	.....	.....	㉛	.....	.....	.....	.....
㉜	.....	.....	.....	.....	㉜	.....	.....	.....	.....
㉝	.....	.....	.....	.....	㉝	.....	.....	.....	.....
㉞	.....	.....	.....	.....	㉞	.....	.....	.....	.....
㉟	.....	.....	.....	.....	㉟	.....	.....	.....	.....
㊱	.....	.....	.....	.....	㊱	.....	.....	.....	.....
㊲	.....	.....	.....	.....	㊲	.....	.....	.....	.....
㊳	.....	.....	.....	.....	㊳	.....	.....	.....	.....
㊴	.....	.....	.....	.....	㊴	.....	.....	.....	.....
㊵	.....	.....	.....	.....	㊵	.....	.....	.....	.....
㊶	.....	.....	.....	.....	㊶	.....	.....	.....	.....
㊷	.....	.....	.....	.....	㊷	.....	.....	.....	.....
㊸	.....	.....	.....	.....	㊸	.....	.....	.....	.....
㊹	.....	.....	.....	.....	㊹	.....	.....	.....	.....
㊺	.....	.....	.....	.....	㊺	.....	.....	.....	.....
㊻	.....	.....	.....	.....	㊻	.....	.....	.....	.....
㊼	.....	.....	.....	.....	㊼	.....	.....	.....	.....
㊽	.....	.....	.....	.....	㊽	.....	.....	.....	.....
㊾	.....	.....	.....	.....	㊾	.....	.....	.....	.....
㊿	.....	.....	.....	.....	㊿	.....	.....	.....	.....

改 正 後					改 正 前				
					<p>前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。)を構成する幼稚園(当該社会福祉法人の設置する保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。)の用に供される建物及びその附属設備と一体的に設置されるものに限る。)</p>				
	(二) .....				(四) .....				
	㉗ .....			※ 1 .....	㉗ .....				※ 1 .....
	(イ) .....			(1) .....	(イ) .....				(1) .....
	(ロ) 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関			(2) .....	(ロ) 地方公共団体の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所				(2) .....
				(3) 同条第12項.....					(3) 同条第10項に規定する共同生活介護
									(4) 同条第13項.....



改 正 後				改 正 前			
			<p>(4) <u>同条第13項</u>……</p> <p>(5) <u>同条第14項</u>……</p> <p>(6) <u>同条第15項</u>……</p> <p>※ 2 ……………</p>				<p>(5) <u>同条第14項</u>……</p> <p>(6) <u>同条第15項</u>……</p> <p>(7) <u>同条第16項</u>……</p> <p>※ 2 ……………</p>
	<p>する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する<u>幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。</u>)</p> <p>(ハ) <u>地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る保育所</u>（<u>児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。</u>）</p> <p>(ニ) <u>地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る小規模保育事業の用に供する施設</u>（<u>児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第1号に規定する施設のうち利用定員が10人以上であるものをいう。</u>）</p>				<p>(ハ) <u>社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で乳児又は幼児を通じて20人以上を入所させるもの</u></p> <p>(ニ) <u>学校法人の設置に係る幼保連携施設</u>（<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。</u>）<u>を構成する児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</u></p>		

改 正 後						改 正 前					
		(ホ) 学校法人の 設置に係る幼 保連携型認定 こども園						のうち乳児又 は幼児を通じ て 20 人以上 を入所させる 当該保育所			
⋮	④	⋮	⋮	⋮	※ 1 ⋮ ⋮ <u>拠出</u> ⋮ ※ 2 ⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	※ 1 ⋮ ⋮ <u>きよ出</u> ⋮ ※ 2 ⋮
	(51の2)	マンションの建 替え等の円滑化に関す る法律⋮						(51の2) マンションの建 替え等の円滑化等に関す る法律⋮			
⋮	⑥4(イ)	⋮ <u>取壊し</u> ⋮				⋮	⋮	⑥4(イ)	⋮ <u>取りこわし</u> ⋮		
	(ロ)	⋮ <u>取壊し</u> ⋮						(ロ)	⋮ <u>取りこわし</u> ⋮		

三十六 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前					
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					
65 の 3-4 .....					65 の 3-4 .....					
別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	
④ .....	.....特定の団体(※1)を含む。)に... ...、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人(※2) .....	.....	.....	※1 「地方公共団体が..... ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第4条第3号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第21条第5号に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。	④ .....	.....特定の団体を含む。)に.....又は独立行政法人国立科学博物館.....	.....	.....	.....	「地方公共団体が.....

三十七 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)					(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 4-17 .....					65 の 4-17 .....				
別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑥ .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... ……ある旨 を証する書 類 B ..... ……ある旨 を証する書 類……	.....	.....	.....	⑥ .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... ……ある旨 の書類 B ..... ……ある旨 の書類……	.....	.....	.....
⑦ .....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A .....300 m <sup>2</sup> … … B .....150 m <sup>2</sup> … …	.....	.....	.....	⑦ .....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A .....300 平方 メートル…… B .....150 平方 メートル……	.....	.....	.....
⑧ ..... <u>中心市街地</u> <u>の活性化に関する</u> <u>法律 (以下本表にお</u> <u>いて「中心市街地活</u> <u>性化法」という。)</u> <u>第 61 条第 1 項</u> ……	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... 当該中心市街 地活性化法第 61 条第 1 項… …	.....	.....	⑧ ..... <u>中心市街地</u> <u>の活性化に関する</u> <u>法律 (以下本表にお</u> <u>いて「中心市街地活</u> <u>性化法」という。)</u> <u>第 51 条第 1 項</u> ……	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... 当該中心市街 地活性化法第 51 条第 1 項… …	.....	.....
⑩ ..... <u>都市再生特</u>	(イ) .....	.....	.....	※ 1 都市再生推	⑩ ..... <u>都市再生特</u>	(イ) .....	.....	.....	※ 1 都市再生整

改 正 後					改 正 前				
別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人… …都市再生整備計画又は同法第81条第1項に規定する立地適正化計画… …都市再生整備計画又は立地適正化計画…	(ロ) …… A …… B …… …都市再生特別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人… …都市再生推進法人…	当該都市再生推進法人を都市再生特別措置法第118条第1項…		進法人… ※2 ……都市再生推進法人…	別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人… …都市再生整備計画…	(ロ) …… A …… B …… …都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人… …都市再生整備推進法人…	当該都市再生整備推進法人を都市再生特別措置法第73条第1項…		備推進法人… ※2 ……都市再生整備推進法人…
⑬ …… (イ) …… (ロ) …… A …… B …… C …… D …… E …… …独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第11号… …同項第11号…				※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… (3) …… …独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第11号… …同項第11号…	⑬ …… (イ) …… (ロ) …… A …… B …… C …… D …… E …… …独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第12号… …同項第12号…				※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… (3) …… …独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号若しくは第12号… …同項第12号…
⑬の2 中心市街地活性化法第49条第2項… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… A ……				※1 …… …中心市街地活性化法第49条第1項… (1) …… (2) …… ※2 …… ※3 ……	⑬の2 中心市街地活性化法第41条第2項… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… A ……				※1 …… …中心市街地活性化法第41条第1項… (1) …… (2) …… ※2 …… ※3 ……

改 正 後					改 正 前				
<p>……中心市街地活性化法第49条第1項…</p> <p>…</p> <p>B ……………</p> <p>C ……………</p> <p>D ……………</p> <p>E ……………</p> <p>(ホ) ……………</p>					<p>……中心市街地活性化法第41条第1項…</p> <p>…</p> <p>B ……………</p> <p>C ……………</p> <p>D ……………</p> <p>E ……………</p> <p>(ホ) ……………</p>				
<p>㉑ ……………</p> <p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>……道路運送車両法規則第57条第1号…</p> <p>(ハ) ……………</p>					<p>㉑ ……………</p> <p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>(ホ) ……………</p> <p>……道路運送車両法規則第57条第1項…</p> <p>(ハ) ……………</p>				
<p>㉒ ……マンションの建替え等の円滑化に関する法律…</p> <p>…</p>					<p>㉒ ……マンションの建替えの円滑化等に関する法律…</p> <p>…</p>				
<p>㉓ ……………</p> <p>……農業経営基盤強化促進法第16条第2項…農地利用集積円滑化団体等…</p>	<p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>(ハ) 当該土地等…農地利用集積円滑化団体等…一般社団法人若し</p>			<p>※1 農地利用集積円滑化団体等が一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体である場合又は農地中間管理機構…</p> <p>※2 ……………</p>	<p>㉓ ……………</p> <p>……農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項…農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体…</p>	<p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>(ハ) 当該土地…農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体…</p>			<p>※1 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人…</p> <p>※2 ……………</p>

改 正 後					改 正 前				
	くは一般財団法人である農業経営基盤強化促進法第15条第2項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構……					…一般社団法人又は一般財団法人……			

三十八 第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係

改 正 後					改 正 前				
（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表） 65の5-2 ……					（農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表） 65の5-2 ……				
別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
④ 農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構又は同法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体（※1）に対し、これらの法人が行う事業（※2）……	(イ) 当該事業… … (ロ) …… (ハ) 当該農地等…農地中間管理機構…農地中間管理機構である場合又は一般社団法人若しく	…	措置法65条の5 1項 1号 …	※1 農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である農地利用集積円滑化団体 <sup>にあっては、</sup> … … ※2 これらの法人が行う事業とは、次に掲げる	④ 農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人又は同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体（※）に対し、その行う同法第4条第2項第1号又は第3項第1号ロに	(イ) 当該農地売買等事業… … (ロ) …… (ハ) 当該土地…農地保有合理化法人…一般社団法人又は一般財団法人…	…	措置法65条の5 1項 …	※ 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、……

改 正 後				改 正 前			
	は一般財団法人である農地利用集積円滑化団体……		事業をいう。 (イ) 農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条の規定により行う事業（同条第1号に掲げるものに限る。） (ロ) 農地利用集積円滑化団体が行う農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号ロに掲げるものに限る。）	掲げる農地売買等事業……			
~~~~~				~~~~~			

三十九 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
（福利厚生施設の範囲） 65の7(1)-18 措置法令第39条の7第2項、第4項及び第7項…………… （事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義）	（福利厚生施設の範囲） 65の7(1)-18 措置法令第39条の7第2項、第4項及び第8項…………… （事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義）



改 正 後	改 正 前
65 の 7(1)－19 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 4 号</u> …………… …  (事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)	65 の 7(1)－19 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号</u> …………… …  (事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)
65 の 7(1)－20 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 4 号</u> …………… … ……………	65 の 7(1)－20 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号</u> …………… … ……………
(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)	(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)
65 の 7(1)－21 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 4 号</u> …………… … ⑥ 1 …………… 2 ……………	65 の 7(1)－21 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号及び第 5 号</u> …………… … ⑥ 1 …………… 2 ……………
(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)	(所有期間が 10 年を超える土地等についての買換えの適用)
65 の 7(1)－22 法人により取得を…………… <u>掲げる資産</u> …………… <u>同</u> <u>欄に掲げる資産</u> …………… …………… <u>掲げる資産</u> …………… ⑥ ……………	65 の 7(1)－22 法人により取得が…………… <u>規定する譲渡資産</u> …………… …………… <u>当該譲渡資産</u> …………… …………… <u>規定する譲渡資産</u> …………… ⑥ ……………
<u>(土地が共有地である場合の面積)</u>	
65 の 7(1)－24 <u>法人が土地に係る共有持分(借地権に係る準共有持分を含む。以下 65 の 7(1)－24 において同じ。)を譲渡し、又は取得した場合における措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 2 号の下欄及び第 7 号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該土地等の面積にそ</u>	65 の 7(1)－24 <u>削 除</u>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の譲渡又は取得をした共有持分の割合を乗じて計算した面積による。</u></p> <p><u>(仮換地が指定された土地の面積)</u></p> <p>65の7(1)－25 <u>法人が土地区画整理法等により仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第65条の7第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該仮換地の面積による。</u></p> <p><u>(土地が借地権等を設定されている場合等の面積)</u></p> <p>65の7(1)－26 <u>法人が借地権等（借地権その他の土地の上に存する権利をいう。以下65の7(1)－26において同じ。）又は借地権等の設定されている土地（底地）を譲渡し、又は取得した場合における措置法第65条の7第1項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る面積」は、当該借地権等の目的となっている土地又は当該借地権等の設定に係る土地の面積による。</u></p>	<p>65の7(1)－25 <u>削 除</u></p> <p>65の7(1)－26 <u>削 除</u></p>
<p>65の7(1)－29 <u>削 除</u></p>	<p><u>(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)</u></p> <p>65の7(1)－29 <u>措置法第65条の7第1項の表の第7号の上欄に規定する「当該土地等の譲渡」又は同号の下欄に規定する「当該土地等の当該取得」には、交換による譲渡(措置法第65条第1項第2号に規定する交換による譲渡を含む。)又は交換による取得を含むものとする。</u></p> <p><u>㉔ 措置法第65条第1項第2号に規定する交換による土地等の譲渡に伴い当該土地等に生立する果樹を譲渡した場合には、当該果樹に係る譲渡についてのみ措置法第65条の7の規定の適用があり、当該土地等に係る譲渡については、たとえ、措置法第65条又は第65条の2の規定の適用を受けないときに</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 7(1) - 30 <u>削 除</u></p> <p><u>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</u></p> <p><u>65 の 7(1) - 31 の 2 措置法令第 39 条の 7 第 8 項第 1 号及び第 9 項第 2 号口に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) これらの規定に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類（総務省）の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</u></p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3) - 12 ……………</p> <p>……………第 42 条の 6、<u>第 42 条の 10</u>、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、<u>第 42 条の 12 の 3</u>、<u>第 42 条の 12 の 5</u>、第 43 条から第 44 条まで……………</p> <p>…</p>	<p><u>おいても、措置法第 65 条の 7 の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)</u></p> <p>65 の 7(1) - 30 <u>措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 7 号の上欄に規定する「当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」又は同号の下欄に規定する「当該土地等の当該取得若しくは第 65 条第 1 項第 2 号に規定する交換による取得に伴い……取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの」とは、当該土地等に現に生立する果樹を当該土地等の譲渡又は取得に伴い譲渡し又は取得する場合における当該果樹をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>65 の 7(3) - 12 ……………</p> <p>……………第 42 条の 6、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13 .....</p> <p>.....第 42 条の 6、第 42 条の 9、<u>第 42 条の 10</u>、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、<u>第 42 条の 12 の 5</u>、第 43 条から第 44 条まで.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 10 項</u>.....</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65 の 7(5) - 3 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 7 第 3 項から第 5 項まで</u>.....</p>	<p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>④1 .....</p> <p>2 .....</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65 の 7(3) - 13 .....</p> <p>.....第 42 条の 6、第 42 条の 9、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで.....</p> <p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>65 の 7(4) - 8 <u>措置法規則第 22 条の 7 第 11 項</u>.....</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65 の 7(5) - 3 .....</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 7 第 4 項から第 6 項まで</u>.....</p>

四十 第 66 条の 4 ((国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 10 款</u> <u>その他</u></p> <p>(<u>非関連者を通じて行う取引の例示</u>)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>66の4(10)－1 措置法令第39条の12第9項に規定する「法人と……非関連者(… …)との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引の対象となる資産、役務その他のものが……国外関連者に販売、譲渡、貸付けその他の方法によって移転又は提供されること」には、例えば、法人と保険契約を締結することにより非関連者が引き受けた保険責任について、国外関連者が再保険を引き受けることが含まれることに留意する。</u></p>	

四十一 第66条の6～第66条の9（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算）</p> <p>66の6－10の2 ……………</p> <p>……………<u>第61条の4第2項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>（大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算）</p> <p>66の6－10の2 ……………</p> <p>……………<u>第61条の4第1項括弧書</u>……………</p> <p>……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

四十二 第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（社会保険診療報酬の範囲）</p> <p>67－1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>（社会保険診療報酬の範囲）</p> <p>67－1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) ……<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>……………</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……</p> <p>(6) ……</p> <p>(7) ……<u>肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療</u>…………… …<u>通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者</u>……………</p> <p>(8) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づいてした指定特定医療について、医療法人が当該支給認定患者等から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(9) <u>児童福祉法の規定に基づいてした指定小児慢性特定疾病医療支援について、医療法人が当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者から直接収受するいわゆる自己負担額</u></p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(注) 配賦の対象となる引当金勘定……………</p>	<p>(3) ……<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>……………</p> <p>(4) ……</p> <p>(5) ……</p> <p>(6) ……</p> <p>(7) ……<u>障害児施設医療</u>……………<u>施設給付決定保護者</u>……………</p> <p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(注) 1 <u>配賦の対象となる退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 79 号) 附則第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定による当該事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)</u>による。</p> <p>2 配賦の対象となる引当金勘定……………</p>

四十三 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)、租</u>  <u>税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第145号)及び租</u>  <u>税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年財務省令第28号)</u>  <u>をいう。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則  <u>により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含</u>  <u>む。)</u>の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達によ  <u>る改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>